

島根地方最低賃金審議会 第422回会議 議事要旨

開催日時	令和3年8月6日(金) 午後8時45分～午後9時05分		
開催場所	島根労働局専用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 5人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 5人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 5人
主要議題	1 島根県最低賃金について 専門部会報告、採決、答申		
議 事 要 旨			
<p>1 部会長が、本日の会議は議事録を非公開とし、議事要旨のみを公開する旨説明した。</p> <p>2 部会長が、専門部会の経過、専門部会報告書が議決されたことを説明した。</p> <p>3 賃金室長が、専門部会における審議の概要及び専門部会報告書について説明した。</p> <p>4 部会長が、島根県最低賃金について、専門部会報告書のとおり「引き上げ額32円とし、1時間824円、効力発生日は法定どおりとする。」として、挙手による採決を行った。</p> <p>5 採決の結果、(会長を除き)賛成6名、反対2名であったことから、専門部会報告書のとおり決定、決議された。</p> <p>6 島根県最低賃金の改正決定に関する答申文案が審議され、議決された。 なお、答申文は報告書同様、公益委員見解としての中小企業・零細事業者に対する支援策の拡充等を盛り込む形とした。</p> <p>7 会長が労働局長に答申文を手交し、労働局長が謝辞を述べた。</p> <p>8 使用者側委員より、以下3点の要望があった。 (1) 社会保険料の負担を企業規模に応じた累進性に変更のうえ、中小零細企業の負担を軽減願いたい。 (2) 島根県最低賃金審議会の審議を鑑みて、地方最低賃金審議会の在り方検討会を全国規模で早急に開催してもらいたい。 (3) 最低賃金という名称を改めていただきたい。 なお、以上要望事項については、本省報告することとした。</p> <p>9 指導官が意見申出の公示、申出がなされた場合の本審の日程等について説明した。</p> <p>10 会長が、これまでの審議を総括し、最賃引上げに伴う支援策の一層の取り組み、早急な取</p>			

り組みについて事務局へ要望を行い、閉会とした。